給与・勤務条件に関する項目

諸施策の策定や実施に際し、今後とも、給与・勤務条件に関わる諸問題については、誠意をもって、大阪高教組と十分協議を行っていきたい。

教職員の負担軽減に関する項目

定時制通信制修学奨励費については、大阪府の区域内にある公立高校の定時制の課程及び通信制の課程に在学する勤労青少年の修学を奨励し、生徒の経済的負担を軽減することにより学業の継続を図り、中途退学の防止に資するため、修学奨励費の貸与を行っている。

事務手続きについては、平成26年度に入学した修学生より所得確認の対象者を本人及び同居家族（同一世帯に限る）から、本人及び保護者（親権者等）に変更し、提出書類も就学支援金又は奨学給付金で提出した書類の写しで可とするよう変更を行っている。

引き続き、事務手続きなどの運用面等については、研究していきたい。

教職員の負担軽減に関する項目

高校授業料無償化制度の見直しに伴う事務処理体制については、事務の性質等を総合的に勘案し、平成27年度より賃金職員の活用により対応することとしたもの。

令和４年度以降の事務処理体制については、令和３年度の状況を見極めながら検討を行い、適切に対応していく。

就学支援金に係る事務については、平成28年度は生徒異動・保護者等異動に伴い、学校が作成し当課に提出いただく「一覧」を廃止するとともに、当課が作成し学校を通じて配付する資格認定通知と支給決定通知書との統合を行った。

また、平成29年度は奨学のための給付金の申請書の様式を変更し、申請者欄を自署とすることで、署名欄をなくすこととした。令和元年度には、非課税第２子の申請時に必要な生徒の兄弟姉妹の状況について、学校において聞き取りがしやすくなるよう、申請書の様式別紙を見直した。

令和２年度においては、保護者等の生徒との続柄の選択肢の見直しや、本制度の対象となるかどうかの事前判断が容易になるように課税証明書等を提出する保護者等の記載を明確にするなど、問い合わせが多い項目について、申請書の様式を見直した。

さらに、令和３年度においても、保護者等の記載漏れを防止するとともに学校での受付書類の確認を行いやすくするため、振込口座に関する事項及び生徒の健康保険証の写しの貼付欄の配置の変更や、非課税世帯における第１子と第２子の区分を明確にするためのチェック欄の設定など、申請書の様式を見直した。

　平成28年７月の文部科学省担当者との意見交換の場において、就学支援金の所得制限の撤廃のほか、奨学給付金の給付格差の解消など、学校現場の事務負担の軽減にもつながる見直しについても、しっかりと要望したところ。

　今後とも、学校現場など各方面からの要望、他府県の状況なども注視しながら事務改善に努めていく。また、機会あるごとに国への要望など制度改善にも引き続き努めていく。

教職員の負担軽減に関する項目

定時制・通信制の課程で学ぶ多様な状況にある生徒に対する支援の充実については、多角的な観点からの支援が必要であると考えている。

高等学校課では、「障がいのある生徒の高校生活支援事業」の中で、スクールカウンセラーとして公認心理師又は臨床心理士の資格を有する専門家を全ての府立高校に配置している。活動については、１回５時間、年間10回を基本に、主にケース会議等における教員へのコンサルテーションを行っている。また、生徒・保護者の状況に応じて外部機関等との連携を提案するなどしている。さらに、平成21年度より、臨床心理学等を専攻している大学院生の実習を府立高等学校で受け入れ、生徒の心のケアを支援しているところ。今後も引き続き、活動報告書、事業調査等を通じて、活用状況、課題等を整理し、事業の効率的な運用に努めていく。

日本語指導については、国の教職員定数改善計画等を活用して、本年度は８校に対して13名の教員を加配しているところ。定時制の課程については、非常勤講師を配置しているが、今後ともヒアリング等を通じて、各学校の実情をていねいに把握し、適切に対応していく。

帰国・渡日生徒の支援については、大阪府立学校在日外国人教育研究会（府立外教）と連携し、帰国・渡日生徒の学校への定着や進路実現に向けて、進路説明会や日本語指導をはじめとした帰国・渡日生徒の支援に努めているところ。また、「日本語教育学校支援事業」において、学校からの要望に応じて、日本語教育学校支援専門員の派遣、教育サポーター及び多言語学習支援員の配置を行っている。

今後も府立外教と連携し、在日外国人教育の経験・成果や幅広いネットワークを生かして、生徒交流会やスピーチコンテストの開催、また在日外国人教育に係わる諸課題について、研究やモデル的な取組みを行うなど、府立学校の在日外国人教育の推進に向けて、取組みを進めていく。

教職員の負担軽減に関する項目

府立高校に在籍する障がいのある生徒に対する支援については、平成23年度より「障がいのある生徒の高校生活支援事業」をスタートし、エキスパート支援員として、公認心理師又は臨床心理士の資格を有する専門家を全ての府立高校に配置し、また、配慮の必要な生徒が在籍する学校に、看護師や介助員、学習支援員を措置するなど、障がいのある生徒に対する支援の充実を図っているところ。

日常的医療ケアを必要とする重度障がいを有する生徒に対しては、平成10年度より、「府立高等学校修学旅行看護師付添い措置」を実施し、看護師の付き添いを保障しているところであり、学校からの申請に基づき、予算の確保に努めているところ。

教職員の負担軽減に関する項目

定時制・通信制の課程で学ぶ多様な状況にある生徒に対する支援の充実については、多角的な観点からの支援が必要であると考えている。生徒の問題行動等の背景には、心の問題とともに家庭等の厳しい状況もあり、令和元年度から「課題を抱える生徒フォローアップ事業」を拡充し、定時制課程15校及び通信制課程１校にスクールソーシャルワーカーを配置している。

今後、各学校に配置しているスクールカウンセラーとの連携促進の取組み等の成果について、フォーラムなどの機会を通して共有していきたい。

職場環境の改善に関する項目

本府の厳しい財政状況の中、かねてより強い要望のあった特別教室の空調設備の設置については、教育環境の充実に資するため、全府立学校を対象に関係各課と連携を図りながら、特別教室の一部に平成23年度から５か年計画で順次整備を進めてきた。

なお、すでに設置している空調設備の老朽化も進んでいることから、平成17年度以前に設置した空調のうち、普通教室、職員室、事務室、校長室、保健室、音楽室、図書室、進路指導室、LAN教室の空調設備の更新について、平成30年度に委託事業者決定し、令和元年度に設計し、令和２年度から３年間で順次更新していく予定であったが、令和２年度は新型コロナウィルス感染症の影響により工事期間の確保が困難な状況であったため、今年度から順次更新していく。

　また、体育館の空調機の設置については、熱中症への対策として、令和元年度から５年間で、府立学校の体育館への空調設置を計画的に行っていく。

　教科準備室等への空調機の設置については、強い要望があることは十分に認識しているが、現在の財政事情を踏まえると実現は困難であり、今後の課題と考えている。

　生徒の安全確保のため、授業以外のクラブ活動や行事などの学校活動も含め、学校長が必要と判断する場合は、各校の実情に即した空調設備の運用をお願いしており、予算に不足が生じる場合は必要額を措置している。

勤務時間に関する項目

勤務時間の割振り変更については、平成26年２月に時間外勤務の縮減を進め、教職員の業務負担軽減を図ることを趣旨として、適切且つ柔軟に運用できるように教育長通達の改正を行ったところ。

教職員の負担軽減に関する項目

入学者選抜業務において、実施計画を作成するにあたっては、勤務時間内での計画をお願いしているところ。特に、入学者選抜の学力検査当日、教職員は、受験生の集合時刻以前の時刻から備える必要があることから、事前に、学校の実態に合わせて勤務時間を繰り上げる措置をとっていただくようお願いしている。

出勤簿の取扱いに関する項目

教職員の出勤簿の取扱いについては、平成16年３月31日付け教委職第2295号により、人事給与福利厚生情報管理システムの導入に伴う各府立学校における出勤簿の扱いの方法について、各府立学校長あて通知しているところ。

大阪府立高等学校等処務規定上、出張については、前日までの手続きが原則であるが、急を要する場合は、この限りでないとされている。ＳＳＣの入力が22時までの設定となっていることのみに起因して実務上の不都合が発生する場合があったら、准校長等を通じ、教職員人事課あて、ご連絡いただくようお願いする。

総務サービスシステム（ＳＳＣ）の運用時間については、当初は午前６時から午後９時30分までであったが、定時制課程の授業時間を考慮して、現在は午後10時までの運用をしているところ。

これ以上の延長については、午後10時から翌６時までの間にバックアップ、夜間処理を行っており、それに要する時間が７～８時間かかるので、運用期間を延長することは困難。

運用時間内で入力をお願いする。

休暇・休業制度に関する項目

勤務時間条例第13条第３項において、「年次休暇は、１日を単位として与える。ただし、職員から要求があった場合は、１時間を単位として与えることができる。」と規定されており、また、「１回の勤務に割り振られた勤務時間内において断続して与える時間単位の年次休暇は、１回の年次休暇として合算することができる。」こととしていることから、要求に応じることは困難。

学校の運営体制に関する項目

府教育庁では、府立学校の危機管理体制を確実なものにするため、各校に各種災害に応じた実効性の高い「防犯及び防災計画」等の作成及び提出を毎年求めている。

「防犯及び防災計画」においては、各校では自校の実情に応じ、災害対策本部の設置、教職員の配備体制の確立、児童生徒等の安全確保等について盛り込むこととしており、非常時の防災体制を整えている。

また、昨年度各校が作成した避難確保計画については、大阪防災士会に確認を依頼し、同会に助言事項等を記載した二次避難場所確認表を作成いただいたところ。この確認表を基に、今後、各校において、避難確保計画等の改善を行う予定。

　なお、災害等が発生し、又は発生する恐れがあり、府域に非常配備が発令された場合、職員にはそれぞれの配備区分に従い、勤務する学校に参集し、各校が策定している「府立学校版業務継続計画（ＢＣＰ）」に記載されている非常時優先業務の内容をふまえ、対応することになる。

勤務時間外における災害等発生時の参集に関する府立学校教職員の行動については、「教職員防災必携」にて概要を示し、各校において教職員に携帯するよう通知している。

職場環境の改善に関する項目

老朽化に伴う施設・設備の整備については、学校から提出していただく「施設整備計画」に基づき個別に対応を進めるほか、福祉整備事業や大規模改修事業を行う際に学校と協議の上、予算の範囲内で改修を進めているところ。

また、災害被害による改修、補修については、学校からの被害状況を聴き取り、順次対応してきたところであるが、一部の学校においては、引き続き改修、補修を実施している状況。

今後とも、学校の教育活動に支障が生じないよう、施設・設備の改修・整備に努めていきたい。

教職員の負担軽減に関する項目

更新講習を受講する際の服務上の取扱いについては、教員免許更新制運用開始に係る文部科学省通知を踏まえ、長期休業期間中等授業時間の割り当てのない時間等において更新講習を受講する際に、公務に支障のない範囲で、職務に専念する義務を免除することは差し支えない旨通知しているところ。

府立学校勤務時間規則において、「校長は、学校運営上必要があると認める場合は、職員の全部又は一部について、勤務時間の割振りを変えることができる」こととしていることから困難。